

令和8年度福岡県外国人留学生等の参入促進事業実施について

1 事業の目的

介護に関する教育機関である介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う世代に対する介護の専門性や意義を伝達する取組や、今後増加することが予想される留学生への日本語学習支援等による質の高い人材の養成・確保に係る取組を推進することを目的とする。

2 事業概要

福岡県内の介護福祉士養成施設が以下の事業を行った際にかかる経費の一部を補助する。

(1) 補助対象者

社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第4号に規定する介護福祉士養成施設であって県内に所在するもの。

(2) 補助対象経費

補助事業の実施に必要な次に掲げる経費

賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料、通訳料、翻訳料）、賃借料及び使用料、委託料、備品購入費、負担金。

(3) 補助対象事業

① 国内人材の確保に関する事業

国内の将来介護現場を担う若者世代の確保に向けた取り組み。

（事業例）

- a. 養成施設の学生が在籍していた中学校や高校を中心とした、介護の専門性や意義などを伝達するための出前講座の実施。
- b. 介護施設・事業所と連携した、介護の仕事内容ややりがい等のPR。

② 外国人留学生の確保に関する事業

将来介護現場を担う外国人留学生の確保に向けた取り組みや、留学生に対する日本語学習等の課外事業の実施。

（事業例）

- a. 現地教育機関等からの情報収集や、現地における留学予定者に対する合同説明会の開催。
- b. 外国人留学生への日本語学習支援（介護現場で使用する専門用語）や地域との交流を通じた日本文化の学習、介護の専門知識等を強化するための指導。

(4) 補助基準（上限）額について

① 国内人材の確保に関する事業を実施する場合の経費

補助対象経費のうち、80万円を上限とし、千円未満は切り捨てとする。

② 外国人留学生の確保に関する事業を実施する場合の経費

補助対象経費のうち、200万円を上限とし、千円未満は切り捨てとする。

③ ①及び②の事業を実施する場合の経費

補助対象経費のうち、200万円を上限とし、千円未満は切り捨てとする。

(5) 交付対象期間

交付決定の時期にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象事業を実施したもの。

3 申請手続等

(1) 申請期限

令和8年11月30日（月）

(2) 提出書類

① 別紙「福岡県外国人留学生等の参入促進事業実施要領」を参照。

※ このほか、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

② 提出方法

交付申請書類の提出は、「ふくおか電子申請サービス」より行うこと。

※様式1「交付申請書」については、記名押印又は代表者による署名を行い、スキャンデータを提出する。

4 スケジュール

9月30日 : 交付申請受付開始

～11月30日 : 募集締切

締切後随時 : 交付決定

～3月末 : 事業実施

～4月上旬 : 実績報告受理

5 申請先

「ふくおか電子申請サービス」

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=440071&shinseiEdaban=50>

※電子申請が困難な場合、郵送又は持参での提出も可。

6 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 高齢者地域包括ケア推進課

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

TEL : 092 (643) 3327、FAX : 092 (643) 3253

Mail : k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

担当 : 野田

7 予算額

18,000千円